許可申請の手引き (特管物収集運搬業)

第	第1 必要書類 		法人		個人		
_					可の区分		_
	提出書類	新 規			新 規	変更	更 新
	1 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(別記様式4)	0	_	0	0	_	0
<u></u>	2 特別管理産業廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(別記様式6)		0	<u> </u>		0	_
	事業計画書(別記様式7 第1面~第5面)	0	0	0	0	0	0
	運搬車両の写真(前面、側面) (別記様式7 第6面) ※カラー写真。車両のナンバー、会社名等が識別できるもの 3	0	0	0	0	0	0
	選搬容器等の写真又はカタログ(別記様式7 第7面)※カラー写真	0	0	0	0	0	0
	事業開始に要する資金の調書(別記様式7 第8面)	0	0	0	0	0	0
	資産に関する調書(別記様式7 第9面)		_	_	0	0	0
	4 事業場一覧 (別記様式11) ※事業計画書 第2面の記載欄が不足する場合に使用すること	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	5 運搬車両一覧(別記様式12)※事業計画書 第2面の記載欄が不足する場合に使用すること 施設(運搬車両、駐車場)の所有権又は使用権を有することを証する書類 ※車両は期限の切れていない自動車検査証(車検証)の写し(電子車検証の場合は、車検証とともに交付される「自		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	本学門は別限の別れていない自動学校直証(学校証)の今し(電」学校証の場合は、学校証とともに文刊される「自事検査証記録事項」を添付してください。)	1 当//					
	6 ※ローリー車や、バキューム車などで廃油を収集運搬する場合は、危険物の許可証等の写しも添付すること	0	0	0	0	0	0
	※駐車場は不動産登記法による登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書)						
	※借用の場合は、借用期間(車両は原則として1年以上。)、借受料等を明記した貸借契約書等の写しを添付するご	ځ					
	7 駐車場の使用権原を有することを証する書類	0	0	0	0	0	0
_	8 事務所、事業場等の付近の見取図 ※住宅地図の写し等	0	0	0	0	0	0
	積替保管施設(別記様式14) ※事業計画書 第3面の記載欄が不足する場合に使用すること						
	9 注)政令市(札幌市、函館市、旭川市)で積替保管を行う場合、当該政令市長の積替保管を含む収集運搬業の許可が	必要	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
١.	積替保管施設の所有権又は使用権を有することを証する書類					_	l _
1	10 ※不動産登記法による登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書) ※借用の場合は、借用期間、借受料等を明記した貸借契約書等の写し等を添付すること	*	0	0	*	0	0
1	11 積替保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図	*	0	0	*	0	0
_	11 積音保管施設の構造を明らかにする設計計算書	*	0	0	*	0	0
_	13 積替保管施設の付近の見取り図	*	0	0	*	0	0
H	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に関する講習会の修了証の写し			Ť	H)	
	※講習会受講者(以下のいずれか)						
	代表者又は産業廃棄物処理業務担当役員(法人の場合)						1
	申請者本人(個人の場合)		0			0	0
1	14 処理業を行おうとする区域に存する事業場の代表者	0		0	0		
	※修了証の種類及び有効期間 変更許可申請で受講者が役員等のままであれば、前回許可申請時に添付した修了証の写し可						
	新規許可申請:新規許可講習会修了証(申請日以前の5年前の日以降のもの)						
	更新許可申請:更新許可講習会修了証(許可の更新の日以前の2年前の日以降のもの)						
	又は新規許可講習会修了証(許可の更新の日以前の5年前の日以降のもの)						1
1	15 定款又は寄附行為	0	0	0	_	l	_
1	16 商業登記法による登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請者、株主又は出資者が法人の場合、その法ノ	√ ⊚	0	0	_	_	_
1	本籍(外国人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍等)が記載されている住民票の写し	0	0	0	0	0	0
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
1	18 関する診断結果等) ※申請者本人(個人)及び申請書第2面、第3面に記載した個人全て		0	0	0	0	0
1		0	0	0	0	0	0
_	20 直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	0	0	0	_	_	_
2	21 直前3年分の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)※その1 納税額等証明用	0	0	0	_	_	_
2	22 直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)※その1 納税額等証明用		_	_	0	0	0
	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを	証					
	する書類(申立書と関係書類)						
2	─│※経理的基礎を有しないおそれがある場合(債務超過等)に必要となります。 23 【例】	*	*	*	*	*	*
_	20 【例】 ・経営状況に関する書類(中小企業診断士の診断書等、金融機関からの融資の状況を証明する書類、新会社等過去の		"				
	借対照表等がない場合は、資本金額及び株主構成等を記載した書類)						
2	24 他の都府県等で許可を受けている(特別管理)産業廃棄物処理業許可証の写し	*	*	*	*	*	*
_	25 北海道で許可を受けている (特別管理) 産業廃棄物処理業許可証の写し	*	0	0	*	0	0
_			_	_			

個人

法人

PCB廃棄物等を収集運搬する場合の追加書類

「00元末初寺と久未注派」の物口の追加首及			47			
注)PCB廃棄物等:廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物			F可の)区分		
提出書類	新規	変更	更新	新規	変更	更 新
1 運搬容器の構造図	0	0	0	0	0	0
2 連絡設備等の概要を記載した書類	0	0	0	0	0	0
3 応急設備等の概要を記載した書類	0	0	0	0	0	0
P C B 廃棄物収集運搬作業に関する講習会の修了証の写し ・収集運搬作業に直接従事する者全員分を添付すること	0	0	0	0	0	0
5 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類(積替保管を行う場合のみ) 【例】特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了証の写し	0	0	0	0	0	0

◎:必要、○:一切変更が無い場合は省略可能 、△:必要に応じて使用、-:不要、*:該当する場合は必要

第2 注意事項

- 1 事業計画書(3)に記載される事項(運搬車両、従業員数、積替えのための保管上限等)に変更がある場合は、添付を省略できません。
- 2 登記事項証明書(6,10,16)、納税証明書(21,22)、住民票の写し(17)、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等(18)、中小企業診断士の診断書等(23)については、申請日の直近3月以内に発行されたものを提出すること。原本とコピーを提示した場合は、原本を返却します。
- 3 定款(15)については、「現行定款であることを証する」旨及びその証した年月日、証した者について記載のあるもの(押印不要)であること。
- 4 同時に二以上の申請書等を提出する場合においては、各申請書等に添付すべき書類の内容が同一である場合には、一つの申請書等にこれを添付し、他の申請書等には一つの申請書等に添付した旨を記載することで、一つの申請書等に添付した書類の添付を省略することができます。
- ※記載方法は、参考書式例「廃棄物処理法施行規則第21条の規定に基づく添付書類省略の申出書」の提出又は申請書の余白部分に直接記載とします。
- 5 先行許可証として、当該申請を受けようとする許可以外の許可証の原本を添付する場合は、住民票の写し(17)、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する登記事項証明書等(18)、誓約書(19)の添付の省略を認める場合があります。原本は確認後すみやかに返却します。※先行許可証の許可の日以降に追加された役員、株主等の書類は省略できません。

<u>先行許可証として添付できる許可証</u>

- (特別管理) 産業廃棄物処理業許可証、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証
- ※許可証の「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」になっているもので許可日から5年を経過していないもの ※他都府県及び道外政令市の許可については、優良基準に適合する旨の認定を受けたもの以外は先行許可証として認められません。
- 6 更新申請は、許可の有効期限の3ヶ月前から申請が可能です。なお、有効期限の30日前(閉庁日を除く)以降に申請した場合は、許可の有効期限までに許可できない場合があります。
- 7 特別管理産業廃棄物の種類は、次の例により記載すること。

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの。水銀、カドミウム、鉛又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの。)、廃石綿等、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等

第3 申請手数料

手数料は「北海道収入証紙」による納付となっているので、あらかじめ必要額分を購入しておくこと。なお、証紙はちょう付 用紙に貼り、用紙と証紙にかけて消印を要します。

新規許可申請手数料(更新時変更許可) 81,000円 変更許可申請手数料 72,000円 許可の更新申請手数料 74,000円

第4 申請先

申請は、事業の用に供する施設又は主要営業所を所管している(総合)振興局保健環境部環境生活課に提出してください。

(1)空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	25 0126-20-0041
(2)石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	25 011-204-5823
(3)後志総合振興局	〒044-8588	俱知安町北1条東2丁目	23 0136-23-1352
(4)胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	25 0143-24-9576
(5)日高振興局	〒057-8558	浦河町栄丘東通56	25 0146-22-9253
(6)渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原4丁目6-16	25 0138-47-9437
(7)檜山振興局	〒043-8558	江差町字陣屋町336-3	25 0139-52-6492
(8)上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1	25 0166-46-5921
(9)留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	25 0164-42-8432
(10)宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	25 0162-33-2921
(11)オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	25 0152-41-0629
(12)十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	25 0155-27-8527
(13)釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	25 0154-43-9153
(14)根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	25 0153-23-6821

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/yousiki_H291001.html